

## 九州産業大学における動物実験に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、九州産業大学（以下「本学」という。）における教育研究に必要な動物実験等に関し、遵守すべき事項を示すことにより、科学的にはもとより、動物福祉の観点からも適正な動物実験等の実施を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、本学において実施するすべての動物実験等に適用する。

### (定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「動物実験等」とは、次号に規定する実験動物を教育、研究、試験又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 「実験動物」とは、動物実験等のため、本学における施設で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 「飼養保管施設」とは、実験動物を飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (4) 「実験室」とは、実験動物に実験操作を行う動物実験室をいう。
- (5) 「施設等」とは、飼養保管施設及び実験室をいう。
- (6) 「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。
- (7) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち動物実験等の実施に関する業務を総括する者をいう。
- (8) 「施設等管理者」とは、当該施設等を管理するものをいう。
- (9) 「実験動物管理者」とは、当該飼養保管施設における実験動物を管理する者をいう。
- (10) 「飼養者」とは、実験動物管理者又は動物実験実施者の下で、実験動物の飼養または保管に従事する者をいう。
- (11) 「動物実験実施者等」とは、動物実験実施者、施設等管理者、実験動物管理者及び飼養者をいう。

### (動物実験委員会)

第4条 この規程の適正な運用を図り、動物実験等の計画、実施等に関して、審議、助言等を行うため、九州産業大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

### (動物実験等の計画立案、審査、手続等)

第5条 動物実験実施者は、動物実験等の範囲を教育研究の目的に必要な最小限度にとどめるように配慮しなければならない。

- 2 動物実験実施者は、実験動物の使用にあたって、実験目的に適した動物種の選定、実験成績の精度や再現性を左右する動物種、系統、数、遺伝学的及び微生物学的品質、入手方法、飼養条件等について計画立案の段階で十分に検討しておかなければならない。
- 3 動物実験実施者は、微生物学的品質に関して、周辺動物への感染の拡大及び人への感染の防止に努めなければならない。
- 4 動物実験責任者は、動物実験等を行うにあたって、学術研究推進機構長（以下「機構長」という。）に所定の動物実験計画書（別紙様式1）を提出しなければならない。
- 5 機構長は、動物実験責任者から前項の動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を依頼し、審議結果をもって承認または不承認を決定し、その結果を文書にて当該動物実験責任者に通知しなければならない。
- 6 動物実験実施者は、動物実験計画書について機構長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができない。
- 7 動物実験計画を変更しようとする場合は、前4項、5項および6項に準ずる。

- 8 動物実験責任者は、動物実験計画終了（中止・途中中止を含む。）後、文部科学省の「研究機関等における動物実験等の実験に関する基本指針」（平成18年 文部科学省告示 第71号）に基づき、動物実験計画の実施の結果について、動物実験実施結果報告書（別紙様式2）をもって機構長に報告しなければならない。
- 9 機構長は、動物実験責任者から前項に定める動物実験実施結果報告を受けた後、委員会に報告し、必要に応じ適正な動物実験等の実施のための改善措置および助言を行わなければならない。

（施設等の承認等）

- 第6条 施設等を設置等する場合は、施設等管理者は、所定の飼養保管施設設置承認申請書（別紙 様式3）および実験室設置承認申請書（別紙 様式4）を提出し、機構長の承認を得なければならない。
- 2 機構長は、前項の申請書の提出があったときは、委員会の審査を経て、その承認又は不承認を決定し、当該施設等管理者に通知するものとする。
  - 3 施設等管理者は、施設等の設置について機構長の承認を得た後でなければ、当該施設等での飼養若しくは保管又は動物実験を行わせることができない。

（施設等の要件）

第7条 飼養保管施設の設置等に係る要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 実験動物管理者が置かれていること。
  - (2) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
  - (3) 実験動物の種及び飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
  - (4) 床及び内壁等の清掃又は消毒等が容易な構造で、器材の洗浄及び消毒等を行う衛生設備を有すること。
  - (5) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
  - (6) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- 2 実験室の設置等に係る要件は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 排泄物、血液等による汚染に対して清掃又は消毒等が容易な構造であること。
  - (2) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走した場合にも捕獲しやすい環境が維持されていること。
  - (3) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

（施設等の維持管理等）

- 第8条 施設等管理者は、承認された施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。
- 2 実験動物管理者は、実験動物を適正に管理しなければならない。

（施設等の廃止）

- 第9条 施設等を廃止する場合は、施設等管理者は、所定の施設等（飼養保管施設・実験室）廃止届（別紙 様式5）を機構長に届け出なければならない。
- 2 飼養保管施設を廃止する場合は、施設等管理者は、必要に応じて実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

（動物の検収及び検疫）

- 第10条 動物実験実施者は、動物を飼養・実験環境へ導入するにあたって、動物の発注条件との適合、異常、死亡の有無等を確認するとともに、実験に先立ち、一定の観察期間を置き、動物の健康状態を確認しなければならない。
- 2 動物実験責任者は、導入動物の選定、検収、検疫について、実験者に助言等を与え、必要に応じてこれらの実務を行うものとする。

（実験動物の飼養管理等）

- 第11条 動物実験実施者等は、実験動物の飼養に適切な施設等の整備、維持、管理に努めるとともに、実験動物の健康及び安全に十分留意し、適切な給餌・給水等の飼養管理に努めなければならない。

(実験操作)

第 12 条 動物実験実施者は、動物の保定及び麻酔に最も適切な方法を選び、動物に無用な苦痛を与えないように配慮しなければならない。

(実験終了時の動物の処置)

第 13 条 動物実験実施者は、実験の終了又は中断時には、動物に苦痛を与えない方法により速やかに適切な処置をしなければならない。

(安全管理に注意を払う必要のある実験)

第 14 条 動物実験実施者は、物理的・化学的な材料若しくは病原体を取扱う動物実験等においては、人の安全を確保することはもとより、飼養環境の汚染のほか、すべての環境の汚染に対しても十分に配慮しなければならない。

(事故の措置等)

第 15 条 動物実験実施者等は、動物実験等において、感染、環境汚染その他の事故が発生したときは、直ちに機構長および委員会委員長に報告しなければならない。

2 機構長は前項の報告を受けたときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(教育訓練)

第 16 条 動物実験実施者等は、動物実験等を実施するにあたり、次の各号に掲げる事項について教育訓練を受けなければならない。

- (1) 関連法令、条例、指針等及び学内規程等に関する事項
- (2) 動物実験等及び実験動物の取扱いに関する事項
- (3) 動物実験等の飼養保管に関する事項
- (4) 安全確保に関する事項
- (5) 施設等の利用に関する事項

2 前項に定める教育訓練は産学連携支援室が行う。ただし、外部での教育訓練を受講した場合には、産学連携支援室の教育訓練を省略することができる。

(自己点検・評価)

第 17 条 委員会は、本学における動物実験等について、この規程への適合性に係る自己点検・評価を行い、その結果を機構長に報告しなければならない。

2 委員会は、動物実験実施者等に自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

(情報公開)

第 18 条 本学における動物実験等に関する情報を毎年 1 回学術研究推進委員会に報告した後、公表するものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。